

保全インフォメーションきんき 第142号

【平成31年 3月14日号】

★ も く じ ★

1. How To 保全 (1)

なぜ、これはだめなの？ 現地での保全アドバイス事例シリーズ！～第8回目～

2. How To 保全 (2)

「保全業務」の引き継ぎは確実に！

3. お知らせ (1)

「健康増進法の一部を改正する法律」（受動喫煙対策）について

4. お知らせ (2)

～環境配慮契約・グリーン購入法の基本方針が変更されました～

このメールマガジン（メールでの受信が不便な方にはFAXで配信）は、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、「How to 保全」に取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。

http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

■ 営繕部 保全指導・監督室

TEL : 06-6443-1791

Mail : kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp

■ 京都営繕事務所

TEL : 075-752-0505

Mail : kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

1. How To 保全 (1)

なぜ、これはだめなの？

現地での保全アドバイス事例シリーズ！～第8回目～

今回は「消防設備」について、紹介します。

「消防設備」は、消防法で設置が義務付けられた設備で、非常に多くの種類があります。今回は、消防用設備でよく施設に設置されているものとして「火災報知設備」がありますので、それについて簡単に紹介します。

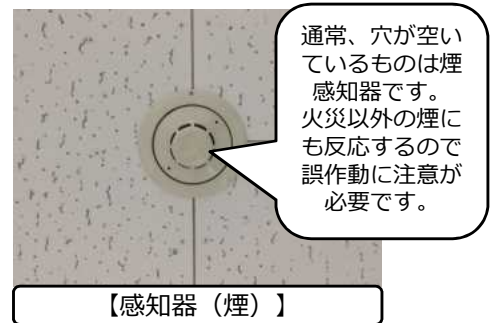
「火災報知設備」は字のごとく、火災の発生を知らせる（報知する）設備で、消火する（火を消す）設備ではありません。

写真左下は、火災報知受信機で発報（火災）か所を表示します。ガス漏れ感知器の発報や防火扉が作動したことを知らせる表示が一体になったタイプもあります。

写真中央は非常警報装置で、非常ベル、表示灯、起動装置（押しボタン）があります。

写真右下は感知器で「煙を感知」「一定以上の温度で感知」「急激な温度上昇で感知」するものなどがあり、それぞれ設置場所が決められています。

（写真は煙感知器で、煙を感知するものは、中央の円の廻り等に煙が入る穴があります。）



消防用設備については、定期点検がなされ、不具合・故障があれば取り替えられていることがほとんどですが、希に「不適切な事例」が見られることがあります。

写真左は、破損した感知器で、右が点検がなされていない消火器の事例です。

消防用設備は、重要な設備ですので、放置せず適切な処置をお願いします。



最後に参考ですが、写真右は「非常用照明」と呼ばれる停電時に点灯する避難用の照明です。

「消防設備」と勘違いされることがありますが、この設備は「建築基準法」で設置が義務付けられた設備で「消防設備」ではありません

非常用照明は「建築基準法」の定期点検が必要ですのでご注意ください。



2. How To 保全 (2)

「保全業務」の引き継ぎは確実に！

今年度も残りわずかとなりましたが、ここでは4月の人事異動に向けて、保全業務関係の引き継ぎのためポイントについて紹介させていただきます。

施設などにお伺いしたときに、人事異動等で初めて保全業務に関わる方などへの引き継ぎ不足により、せっかくしっかりと実施されていた保全業務が途切れてしまうといった残念な状況が見られることがあります。

保全業務を引き継ぐ場合

- ・「保全業務を行う上で必要と考えられる情報」
 - ・「現状の問題点、課題」
 - ・「年間の業務スケジュール」
- などを整理しておく必要があります。

【保全業務を行う上で必要と考えられる情報】

- | | | |
|------------|---|---|
| ①施設の基本的な情報 | … | 構造規模その他・所在地・図面等 |
| ②点検等の記録 | … | 点検や測定等の記録 |
| ③修繕履歴 | … | 過去も含めた修繕履歴 |
| ④関係連絡先 | … | 委託先の業者等・近畿地方整備局等の相談窓口等 |
| ⑤修繕等計画 | … | 次年度の修繕計画、予算要求の状況等
中長期の修繕計画、予算要求の状況等（中長期保全計画） |

「必要と考えられる情報」については下記の保全インフォメーションきんきを参考にご覧下さい。

保全インフォメーションきんき138号「How To 保全 (3) 「保全業務関係」の引き継ぎに必要なものって？」
https://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/backnumber/ol9a8v00000960f-att/138.pdf

また、初めて保全業務に関わる方にとっては、専門的な内容などもでてくるため、すぐに理解することはなかなか難しい部分もあるかと思えます。

保全業務は内容をある程度理解して行っていく必要がありますので、それらの知識（それらの知識を得る方法）についても経験をされた前任者ができる限り後任の方に、引き継ぐようにしましょう。

また、保全業務の引き継ぎは、資料も重要ですが、保全業務を行っていて困った事や失敗した事など「経験」で得た内容は大きな財産となりますので、そういった内容も引き継いでいくことが重要です。



その他

- ・ BIMMS-NのURL、ユーザーID、パスワード等は確実に引き継ぎをお願い致します。
- ・ 「BIMMS-N説明会」「地区保全連絡会議」「勉強会」などについても、整備局が毎年度開催しておりますので、引き継ぎをお願い致します。
- ・ 近畿地方整備局のHPにも保全に関する情報を掲載しておりますので、紹介して頂ければと思います。<https://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/index.html>

3. お知らせ (1)

「健康増進法の一部を改正する法律」(受動喫煙対策)について

「望まない受動喫煙の防止」を図る「健康増進法」の改正

二年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として国民の健康増進を一層図るため「**望まない受動喫煙の防止**」を図る観点より「**受動喫煙対策**」に関して「**健康増進法の一部を改正する法律**」が公布(平成30年7月25日公布)されました。

この改正に関して厚生労働省より、「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について(平成31年1月22日付通知)、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について(平成31年2月22日付通知)の通知がされています。

改正の概要

■改正の趣旨(考え方)

- 【基本的な考え方 第1】「**望まない受動喫煙**」をなくす
- 【基本的な考え方 第2】**受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮**
- 【基本的な考え方 第3】**施設の類型・場所ごとに対策を実施**

■改正の概要

1. **国及び地方公共団体の責務等**
2. **多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等**
(類型・場所ごとの規制など)
3. **施設等の管理権限者等の責務等**

【国及び地方公共団体の責務等(要約)

1. **受動喫煙を防止するための措置の推進に努める**
 - ①周知啓発
 - ②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制措置
 - ③屋外における分煙施設
2. **相互に連携を図りながら協力するよう努める**
例：事業主団体等を通じた周知
民間の飲食店情報サイトへの協力依頼
3. **施策の策定に必要な調査研究を推進に努める**

2018年	2019年		2020年	
7月25日	1月24日	7月1日	9月(ラグビーW杯)	4月
法律公布	一部施行①(国及び地方公共団体の責務等) (公布後6ヶ月以内で政令で定める日)		4月	
	一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) (公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日)		7月(東京オリパラ)	
			全面施行(上記以外の施設等) 2020年4月1日	

★施行期日

- 一部施行①
概要1及び2の一部(屋外や家庭等において喫煙をする際の周囲への配慮)
→ **2019年1月24日**
- 一部施行②
概要2の第一種施設に関する喫煙の禁止等
→ **2019年7月1日**
- 全面施行
→ **2020年4月1日**

★多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

「学校、病院、児童福祉施設等」及び「**国及び地方公共団体の行政機関の庁舎**」は・・・
・**第一種施設に分類され 敷地内禁煙(※)** となります。

(※)屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所(**特定屋外喫煙場所**)に、喫煙場所を設置することができる。

**敷地内に喫煙所を
設けている施設は
対応が必要と
なるのでご注意
ください。**

【特定屋外喫煙場所】

- ①喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。
など細かな規定に加え、近隣の建物に隣接するような場所に設置しない配慮が必要。
また、**通知では第一種施設は、敷地内禁煙とすることが原則**であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに留意する旨も記載されています。

内容は下記HPで御確認ください

【厚生労働省 受動喫煙対策】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

→法定改正概要を含め、通知文等の情報が全て掲載されています。

4. お知らせ（2）

～環境配慮契約・グリーン購入法の基本方針が変更されました～

環境配慮契約《グリーン契約》法・グリーン購入法の基本方針の変更

環境配慮契約《グリーン契約》法・グリーン購入法の基本方針の変更が平成31年2月8日に閣議議決定されました。**建築物の維持管理に係る契約は、環境配慮契約で行うこと**になりましたのでご注意ください。

環境配慮契約法基本方針の主な変更点

◆「建築物の維持管理に係る契約」を7つ目の契約類型として基本方針に位置づけ

○建築物の維持管理に係る契約の基本的事項

- 建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、原則として、**温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記**するものとする。
- 建築物の維持管理に係る契約であって、入札に付するもののうち、**価格と価格以外の要素を総合的に評価して事業者を選定する場合**は、原則として、**温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求め**るものとする。
- 具体的な要求仕様及び入札条件については、**当該建築物の用途・特性等を踏まえ、調達者において設定**するものとする。

◆電気の供給契約において、裾切り方式の運用に当たって供給区域をグループ化

◆電気の供給契約において、FIT電気由来の非化石証書を再生エネルギー導入状況として評価

以上が環境配慮契約法基本方針の主な変更点になります。**維持管理、インフラ契約（電気事業者等）に関して重要な内容になります**ので、ご担当の方は内容のご確認をお願いします。**尚、詳細事項については下記のHPにてご確認願います。**

環境省HP <http://www.env.go.jp/policy/ga/>

グリーン購入法の主な変更点

◆判断の基準の主な見直し品目

○プラスチックに係る基準の見直し

- ・コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機（再生プラスチックの使用に係る基準を設定）
- ・食堂（ワンウェイのプラスチック製の容器に係る基準を設定）
- ・庁舎等において営業を行う小売業務（ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、ワンウェイのプラスチック製の買物袋に係る基準を設定）
- ・会議運営（飲料提供時のワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装に係る基準を設定）

○地球温暖化防止に係る基準の見直し

- ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫（エネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定）
- ・エアコンディショナー（業務用エアコンディショナーについてエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定）
- ・LED照明器具（エネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定）。

○食品廃棄物に係る基準の見直し

- ・食堂（食品廃棄物発生抑制のための措置等について判断の基準を設定）
- ・庁舎等において営業を行う小売業務（食品廃棄物発生抑制のための取組に係る基準を設定）

◆新規追加された品目

印刷機能等提供業務（従前の個別の物品購入から保守を含めた役務としての調達への移行）

以上が環境配慮契約法基本方針の主な変更点になります。**品目の見直しや対象となる役務の追加・見直し等、業務を進める上で細かな変更点がございます。**

ご担当の方はご確認をお願いします。

尚、詳細事項については下記のHPにてご確認願います。

環境省HP <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>